

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和元年5月17日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

平成31年2月15日静岡県告示第90号（保安林の指定施業要件変更の予定）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件変更予定保安林の所在場所	掲示場
石山操	浜松市天竜区春野町石切字岩小屋484の1	浜松市役所